

2016年11月

EY Japan FSO Thought Leadership

EY 税理士法人パートナー蝦名和博マネージャー谷口景介

Summary

- BEPS 行動計画に基づく課税ルールの変更、一部のグローバル企業に関する 報道やパナマ文書等を発端とした租税回避行為に対する社会の関心の高まり など、金融機関を取り巻く税務環境が大きく変化しています。
- ・ 金融機関は自社税務コンプライアンスとともに、経営戦略やビジネスの遂行、 金融機関のレピュテーションに対する影響の観点で、顧客税務コンプライアンスに ついても税務リスクを有しています。
- BEPS 行動計画の他にも、国税庁による「税務に関するコーポレートガバナンスの取組」の公表や、英国における税務戦略開示規制、共通報告基準の導入・適用、租税回避行為や脱税ほう助等に対する各国規制など、ここ数年で金融機関の税務に影響を与える多くの関連規制が公表されています。

I. はじめに

最近の税務に関する大きなトレンドとして、課税ルールの大きな転換、それから企業の社会的責任(corporate social responsibility、以下「CSR」)にまつわる重要課題の一つとしての税務の透明性の確保が挙げられます。

課税ルールの大きな転換に関しては、OECD(経済協力開発機構)租税委員会のBEPS¹プロジェクトにより2015年10月に発表されたBEPSに対する行動計画における15の重点分野に係る最終報告書を受けて、今後は主に各国の国際課税制度を含む国内税法の見直し、課税の強化が予想されます。

¹ Base Erosion and Profit Shifting の略。「税源浸食と利益移転」と訳される。



また、税務の透明性の確保については、一部のグローバル企業による過度な節税 行為や租税回避行動への批判、それによる企業のブランド価値や企業価値のき損 リスク、企業に対する信頼や風評リスクの顕在化を発端として、さらに、最近では 「パナマ文書」報道による社会の関心の高まりも相まって、企業が CSR の一環として 納税情報や税務に係る行動規範等の税務情報を開示する事例が多く見られるように なってきています。

金融機関は公共性の高い業種であり、規制当局による監督や市場規律により、 以前から高度な業務管理体制が求められています。しかし、金融機関は自社の 申告・納税のみならず、提供するサービスや商品を通じて顧客の税務にも関与する ケースが多いのが特徴です。上述のような複雑化する税務環境の下では、税金 コストや税務リスクに関する管理体制だけではなく、税務環境の変化への対応や 対外的な説明責任を果たし、企業価値を向上させるための税務ガバナンスの構築に 関心が集まりつつあります。

本稿では、金融機関が置かれている税務環境の現状、そしてそのような環境に金融機関が対処していくことの必要性と税務ガバナンス管理体制を構築するための課題について考察します。

Ⅱ 金融機関を取り巻く税務環境の変化

一部の欧米多国籍企業による過度な節税行動や租税回避行為への世界的な関心の高まりに伴い、OECD 租税委員会はこうした活動を防止するため BEPS プロジェクトを推進し、各国の税務当局は OECD 加盟国および非加盟新興国の連携の下で国際課税ルールの新たな枠組みを策定しています。また、こうした動きは各国の国内税制改正による新税制の導入や課税ベースの拡大、税務調査の強化といった税務当局の施策にも影響しています。

企業の担当者はこのことを認識し、今後予想される税務環境の変化について分析しています。EY がグローバル企業および日本企業に対して実施した「2014 年税務リスクと税務係争に関する調査」²では、企業が懸念する税務リスクの主な要因として、風評リスク(レピュテーションリスク)、BEPS と法制化に関するリスク、税務当局の執行に関するリスク、内部管理上のリスクの四つが挙げられています。また、アンケートの回答から以下のような傾向が見受けられます。

^{2 &}lt;a href="http://www.eytax.jp/tax-library/thought-leadership/pdf/Tax-Risk-and-Controversy-Survey-2014_J.pdf">http://www.eytax.jp/tax-library/thought-leadership/pdf/Tax-Risk-and-Controversy-Survey-2014_J.pdf

表 1 「2014 年税務リスクと税務係争に関する調査」結果の概要

税務リスクの要因	アンケート結果の概要 (グローバル企業 830 名、日本企業 62 名)
風評リスク	89%の大手グローバル企業が、一部企業がの納税額や外見上低い実効税率に関するマスコミの報道に懸念を持っている。この比率は2011年の調査の60%から上昇している。
	日本企業および大手グローバル企業の 98%が、税務リスクおよび税務係争の管理が、2 年前と比較してより重要になったと述べている。
BEPS と法制化に 関するリスク	74%の大手グローバル企業が、法律改正や執行アプローチの変更により、税務当局が既存ストラクチャーの正当性を 疑問視するようになっていると感じている。
	65%の日本企業が、今後 3 年間に過去最高レベルの 二重課税が発生するという見解に同意している。これは、 グローバル企業の平均回答率 48%を大きく上回っている。
	94%の大手グローバル企業が、今後 2 年間に、税務情報の開示や透明性の要件が引き続き強化されると考えている。
税務当局の執行に関するリスク	51%の大手グローバル企業が、過去2年間に本社所在国の 税務当局が、自社グループの海外事業体の経済・経営 実体を重視する姿勢を強化していると感じたと述べている。
	49%の日本企業と 68%の大手グローバル企業が、過去 2 年間に世界の税務当局がクロスボーダー取引への関心を 強めていると感じている。
	70%の大手グローバル企業が、他国の税務当局とより率直で協力的な関係を積極的に築く姿勢を持っているのに対し、 日本企業の比率は 20%にとどまっている。
内部管理上のリスク	今後2年間で日本企業の税務部門の最も大きな重点分野になるものとして、税務調査または税務係争の管理が 1 位となっており、戦略的な商取引やグローバルベースでの税務コンプライアンス以上に重要な課題になると回答している。
	全企業の 51%が、CEO や取締役会による税務リスクや 税務係争の管理に関する監督が過去 2 年間に増加している と回答しており、また、81%の最大手企業が、税務リスク や税務係争の管理状況について CEO や CFO に定期的な レポートや助言を提供していると回答している。

金融機関の場合、上記の税務リスク要因は納税主体として自社グループが直面する リスク要因(自社税務リスク)であると同時に、金融商品や金融サービス等の提供を 通じて(結果的に)顧客に負わせているリスク要因(顧客税務リスク)にもなります。

顧客税務リスクは、自社税務リスクのように業績や企業価値に直接影響するものではないため、金融機関が抱えるリスクではないようにも見えますが、金融機関のビジネスの継続性や金融機関のレピュテーション(評判)に対する影響、そして刑事罰や多額の罰科金を負う可能性を通じて金融機関の業績や企業価値へ影響を及ぼすため、金融機関が抱えるリスク要因といえます。

従って、金融機関は、税務環境の変化に伴って認識される税務リスク要因を、自社 税務コンプライアンスに係るリスクと顧客税務コンプライアンスに係るリスクという 二つの形で負う状況にあるといえます。

また、金融機関は公共性の高い業種であり、規制当局等による監督やガイダンスにより、従来、高度な業務管理体制が求められています。前述の税務をめぐる環境の変化から、税務コンプライアンスの面でも表 2 の税務関連規制が強化され、金融機関の自社税務コンプライアンスや顧客税務コンプライアンスへ影響を与える内容が含まれています。

表 2 最近の税務関連規制・ガイダンス等

規制当局•団体等	公表時期	主な内容
国税庁	2016年6月	税務コーポレートガバナンス(CG) の充実に向けた取組みの実務 運営指針の制定、税務CGに関する 確認表の作成、税務調査間隔の 延長。
経済産業省	2014年5月3	企業活動に大きな影響を与える重要なCSR課題の一つとして租税回避を列挙。
G20/OECD	2015年7月	コーポレートガバナンス原則の改訂 に伴う税務コンプライアンスを含め たコーポレートガバナンスの強化。
英国政府および 英国歳入関税庁 (HMRC)	2009年	英国内で営業する銀行を対象とした「Code of Practice on Taxation for Banks」への任意同意。
	2015年12月法案公表 2016年9月立法化	多国籍企業に対する英国における 税務戦略の公表義務。(2016 年度 財政法)
	2015年7月	租税回避行為に対する納税者・ プロモーター双方に対する新罰則 規定の導入。

³ 企業の CSR に対する取組みの動向に関する調査報告書 http://www.meti.go.jp/press/2014/05/20140523004/20140523004.html

表 3 金融機関の顧客税務へ影響する最近の税務関連規制・ガイダンス等

規制当局•団体等	公表時期	主な内容
米国財務省および 内国歳入庁(IRS)	2010 年成立 2014 年 7 月より適用	外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)に基づき、全世界の金融 機関に対して源泉徴収義務や 米国人口座の報告義務を課す。
OECD	2014年7月公表 2016年1月適用 (日本は2017年以降)	共通報告基準(CRS)に基づき各税 務当局が自国の金融機関等から 金融口座情報の報告を受け、税務 当局間で自動情報交換。
	2015年10月	BEPS 行動 12「アグレッシブな 税務プランニングの開示」。
英国歳入関税庁 (HMRC)	2015年7月/12月	2015 年 7 月に次の四つの Consultation document を公開。 2015 年 12 月にはこれに対する コメントを公開。脱税幇助者への 罰則を導入。 ('No Safe Havens' Initiative: Tackling offshore tax evasion) (1) New criminal offence for offshore evaders (2) Strengthening civil deterrents for offshore evaders (3) Civil sanctions for enablers of offshore evasion (4) New corporate criminal offence of failure to prevent the facilitation of tax evasion
シンガポール 金融庁(MAS)	2014年5月	マネーロンダリング規制の拡充。 (脱税行為への関与は同罪) (Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscating of Benefit)Act)
香港金融管理局 (HKMA)	2015年3月	金融規制当局が租税回避目的のマネーロンダリングを厳しく規制。 (Guidance Paper - Anti-Money Laundering Controls over Tax Evasion Guidance Paper)

さらに、2016 年以降のパナマ文書の情報流出に関連する一連の報道は、租税 回避行動やタックスヘイブンといったキーワードに社会的な注目が一層集まるという 結果をもたらし、税務コンプライアンスに加えて、企業グループの税務に対する取組みに ついても、企業グループ内外のステークホルダーが注目するポイントになりつつ あります。このような状況の中、CSR の一環として納税情報や税務に係る行動規範 等の税務情報を開示する企業が増えてきており、税務の透明性確保への取組みが 企業グループに対する新たな評価軸になりつつあります。

■ Ⅲ 金融機関が税務ガバナンスを構築する必要性

企業の税務管理には、税務リスクの管理と税金コストの管理という二つの側面があります。税務環境の変化に伴いさまざまな局面で税務リスクが高まっていますが、企業グループは正しく税務申告と納税を行い、税務調査の更正処分等税務リスクを最小限に抑えるための継続的な管理体制が必要です。これには、例えば移転価格調査に起因した各国での調査対応コスト、二重課税の発生を防止する体制や、多額の更正処分等に関する報道リスクへの対応などが含まれます。

企業はそういった税務リスクを許容範囲に抑える一方で、実効税率を常に意識して 税金コストを管理する体制が求められます。税金は企業利益から控除される最も 大きなキャッシュアウト項目の一つであり、将来のビジネスの成長や投資計画に 重要な影響を与えるためです。投資家等ステークホルダーも ROE(株主資本利益率)を 通じた税金コストの多寡、実効税率の状況に注目しつつあります。

この税務リスク管理と税金コスト管理という従来の経理財務部門による二面的管理 に加えて、税務環境の変化への対応や対外的な説明責任を果たし企業価値を 向上させるため、経理財務部門だけにとどまらない税務の全社的な管理体制、つまり 税務ガバナンスの構築の必要性を議論する企業が増えています。

金融機関も例外ではなく、全国銀行協会は2016年7月14日公表の「平成29年度税制改正に関する要望」の中で、「海外展開している本邦金融機関において、各種税制の見直しによる税額算定の複雑化および税負担の増大や資金調達への影響等が発生する懸念がある。したがって、国内法制化に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することを要望する」と表明しています。拠点ごとの個別対応ではない、グループの統一的な対応を行うための税務ガバナンスの構築が喫緊の課題です。

また、顧客税務リスクの観点では、金融機関が提供する商品・サービスを通じた金融機関の風評対応、表3の税務関連規制・ガイダンスへの対処、さらには外部環境としての租税回避行為やパナマ文書等の税務関連報道に対する社会の関心・世論の高まりから、金融機関がビジネスを継続していくために、風評リスクや刑事罰・罰科金の可能性を、金融機関が許容可能な水準に低減し維持するための税務ガバナンスを構築し運用していくことが必要です。

ここで、税務ガバナンスとは何か、つまりその定義について、今のところ一般的に 定まったものは見られませんが、いくつかの規制当局等のガイダンスでは次のように 言及されています。

国税庁「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施 要領」

税務に関するコーポレートガバナンスの意義として「税務についてトップマネジメントが自ら適正申告の確保に関与し、必要な内部統制を整備すること」と記載。

• G20/OECD コーポレートガバナンス原則(2015 年 7 月改訂版) 取締役会の責任の一つとして、経営陣が取り得る税務および税務計画上の戦略 について監視することが求められており、これによって、例えば積極的な租税 回避の追及等法的あるいは風評リスクが提言され、企業やステークホルダーの 長期的利益に適うことになる、とされている。 バーゼル銀行監督委員会「銀行のためのコーポレートガバナンス諸原則」 (2015年7月)

銀行の取締役会や上級経営陣は、コンダクトリスク(例えば、顧客保護、市場の 健全性に脅威を与える行為が行われるリスク⁴)を定める責任を負うものとされて いるが、そのような行為の一例として、税制、マネーロンダリング規制、反テロ リズム法、経済制裁等のルールに反する行為をあげている。

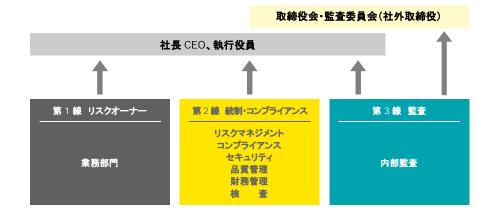
税務ガバナンスについては、会社法や金融商品取引法などの関連法令で求められるガバナンスや内部統制の一環という見方もありますが5、金融機関は、上記のガイダンスも踏まえ、金融機関の目的に沿って自社税務コンプライアンスと顧客税務コンプライアンスの両面から、全社統一的な管理体制を構築・運用していくことが重要です。

Ⅳ. 税務ガバナンスを構築する上での課題

1. ガバナンス構築のアプローチ

金融機関の税務ガバナンスは、企業価値の向上と経営戦略やビジネス活動の継続的で円滑な遂行を目的とするものですが、ガバナンスの在り方に関する議論は以前から多く行われています。例えば、IIA(内部監査人協会)の Position paperでは、実効性のあるガバナンスフレームワークとして、以下のような3線モデルを挙げています。

図 1 IIA(内部監査人協会)のガバナンスフレームワークにおける3線モデル6



税務ガバナンスの在り方についての議論は、日本では発展途上というのが実状ですが、一つのアプローチとして、このような先行する既存のフレームワークをベースに実務へ組み込むアプローチが挙げられます。

⁴ ここでは英国金融当局(FCA)の"Journey to the FCA October 2012"の内容を参考としている。上記諸原則によれば、コンダクトリスクは、金融機関のビジネスに応じて金融機関が定義する責任を負うものとされており、金融規制当局による具体的な定義付けは行われていない。

⁵ 租税研究 2016 年 6 月号「税務に関するコーポレートガバナンスについての意見調査結果」参照。

⁶ Institutional of Internal Auditor Position Paper "The Three Lines of Defense in Effective Risk Management and Control" (January 2013)を参考に作成。

また、会社法や金融商品取引法など既存の関連法令(内部統制システム、コーポレートガバナンスの強化等)や自己資本比率規制等金融規制の下で整備・運用される体制との連携も、実効性や効率性の観点で課題の一つです。

2. 海外グローバル企業との比較

海外グローバル企業の連結実効税率は日系グローバル企業より総じて低い傾向にあるのが現状です。これには主に、日本の税率が相対的に高い、日本の関連税法の規定の問題、税務戦略が未成熟といった理由があります。

実際の体制面では、日系グローバル企業は、子会社等現地法人の管理や連携方法、リソースの確保、IT・システムの活用、外部専門家の活用方法、業績評価方法などの点で、海外グローバル企業と比較して不十分という傾向が見られます。

実務上の課題

(1) 自社および顧客税務コンプライアンス

金融機関にとって税務ガバナンスは、企業価値の向上と経営戦略や ビジネスの継続性の維持のため、トップマネジメントの主導の下で自社 税務コンプライアンスと顧客税務コンプライアンスについて、全社統一的な 管理体制を構築・運用していく必要があります。

そのような有効な税務管理体制を構築するためのポイントは次の通りです。

表 4 有効な税務管理体制を構築するためのポイント

共通ポイント 個 別 ポイント 目社税務コンプライアンス 各税務コンプライアンスに係る 国内外の税務コスト・実効 ポリシー、実施・運用規程の策定 税率の最適化 けん制機能を発揮できるような 税務申告納税、税制調查: 当局対応(含む海外) 組織体制の構築(3 線モデルの 活用等) IT の活用、税務データの分析 関係する税制や規制の定期的 なアップデート 各拠点(特に海外)の自社および 顧客の税務リスクへの対応(認識 と対策、拠点でのルール化) 顧客税務コンプライアンス 金融機関として認識する問題 他金融機関の取組状況の 事例・リスク取引領域の整理 リサーチ(対応状況、ポリシーや および定期的アップデート オペレーションといった実務状況) 現状全拠点で取り扱って フロント、ミドル部門等他部署 いる取引・商品に係るリスク からの税務相談先としての機能 分析とリスク領域の認識、 対応方針の検討 内部研修による知識・スキルの 向上 新商品・新規取引に係る 税務リスクのレビュー 業績評価基準への反映 内部監査等によるけん制機能の 顧客税務に関するデータ ベースの管理 発揮

(2) 対外的な情報開示

グローバル企業の多くが、将来的に税務情報の開示が引き続き強化されると 考えている状況にありますが、企業のCSRの一環として納税情報や税務に 係る行動規範等の税務情報を開示する企業やその検討を行う企業も増えて きています。企業は、税務管理体制を適切に整備・運用し、その結果として 税務リスクや税金コストの管理を有効に行っていることを前提として、税務に 対する情報開示により、税務の透明性、つまり企業と社会の税務に関する 情報の非対称性が解消されて企業価値が向上し、安定したビジネスを継続 することが可能となります。

金融機関における、自社税務コンプライアンスと顧客税務コンプライアンスを 踏まえた情報開示に係るポイントは以下の通りです。

- 情報開示に対する姿勢・考え方
- 税務コンプライアンス、税務リスク管理に対する取組み
- 税務当局との良好な関係構築への取組み
- 国際的な税務フレームワークに対する考え方・姿勢
- 金融商品・金融サービスにおける税務コンプライアンスへの取組み
- 定量情報の開示(国別納税額、税務エクスポージャー等)

(3) 外部委託リスクの管理体制

複雑化する税務環境の変化や関連規制の強化の中、税務申告、税務 調査対応などの税務コンプライアンス業務を外部業者へ委託するケースが 増加しています。その場合、外部委託者に対する理解不足や過度な依存等 により、誤った税務処理の継続や巨額の更正処分等、金融機関の税務 コンプライアンスに反する結果を招くリスクが内在し(ベンダーリスク)、実際に 顕在化した事例も多く見られます。

例えば、持株会社や親会社の税務は自社で対応しつつも、子会社の税務は 会計事務所に全面的に任せている場合、子会社の税務がブラックボックス 化し、後日子会社に対する税務調査で巨額の更正処分等を受ける懸念が あります。

税務ガバナンスの観点で、会計事務所等への外部委託に当たって考慮 すべきポイントの例としては、委託先の事業の継続性、知見や専門性が 十分かどうか、人員等のリソースが確保されているか、サービスの品質に 対する信頼性・評判、情報セキュリティの整備体制などが挙げられます。

なお、金融機関における外部委託先のリスクについては、金融庁の監督 指針で、外部委託先の健全かつ適切な管理に関するガイドライン⁷が定められ ていることもあり、一定のガバナンス体制の構築・運用が要請されています。

⁷ 例えば、「主要行等向けの総合的な監督指針」(2016 年 3 月)の「Ⅲ-3-3-4 外部委託」に おいて、外部委託に伴うさまざまなリスクを適切に管理するなど業務の健全かつ適切な 運営を確保することが求められている。

How we see it

- 各国の税制や国際課税ルールは、今後も各国の連携の下で改正されて いくことが想定されます。
- 税務リスクの高まりと税務の透明性が要請される時代にあって、金融機関 は許容可能な税務リスクや税務コスト水準の下でビジネスを継続していくため、 自社税務と顧客税務の両面で適切な税務ガバナンスの構築を検討していく 必要があります。
- 実効性のある税務ガバナンス構築の検討に当たっては、自社税務および顧客 税務コンプライアンスに係る全社統一的な管理体制の構築・運用、対外的な 情報開示、外部委託リスクの管理体制が実務上課題になると考えられます。

EY税理士法人 パートナー 蝦名 和博

税理士

主に外資系銀行および国内金融機関に対する税務コンサルティング業務および 税務コンプライアンス業務に従事。金融機関および金融取引に係る国際 税務、金融商品会計および税務、グローバル税務管理体制の構築支援および アドバイス、金融機関消費税適正化支援、証券化・流動化・ファンド投資の ストラクチャリング、国内およびクロスボーダーのグループ内再編に係る税務 アドバイス等実績多数。

マネージャー 谷口 景介

公認会計士

主に外資系銀行および国内金融機関に対する税務コンサルティング業務および 税務コンプライアンス業務に従事。主な関与案件は、金融機関等に対する 申告書作成業務等のタックスコンプライアンス業務や、クロスボーダーファイナンス、 金融商品組成、信託を利用したストラクチャー、消費税適正化等に関する アドバイザリー業務等。

お問合わせ先

EY 税理士法人 パートナー 蝦名 和博 マネージャー 谷口 景介

Tel: 03 3506 2411

E-mail: <u>tax.knowledge@jp.ey.com</u> RAAT@shinnihon.or.jp

本資料は、2016年9月30日現在の情報に基づき作成しています。

最新の状況につきましては、貴社担当者または上記窓口までお気軽にお問い合わせください。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY FSO(日本エリア)について

EY フィナンシャル・サービス・オフィス(FSO)は、競争激化と規制強化の流れの中で様々な要望に応えることが求められている銀行業、証券業、保険業、アセットマネジメントなどの金融サービス業に特化するため、それぞれの業務に精通した職業的専門家をグローバルに有しています。また、各業界の規制動向を予測し、潜在的な課題に対する見解を提示するため、業種別にグローバル・ナレッジ・センターを設け、規制動向の収集や業界分析を行っています。EY FSO(日本エリア)は、グローバル・ネットワークと連携して、金融サービス業に精通した職業的専門家が一貫して高品質なサービスを提供しています。

© 2016 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および 他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家 にご相談ください。